

# 省エネ改修促進税制 〈固定資産税〉

## 翌年度分の固定資産税を1/3減額

### 概要

2008年1月1日以前から存在する住宅の省エネリフォーム工事を行った場合、その住宅にかかる翌年分の固定資産税額が1年間、1/3減額されます。

所得税額の控除と併用することができ、借入金の有無は関係しません。該当する住宅の120㎡相当分までが減額対象となります。

これだけ  
お得です!!

住宅の120㎡に相当する部分の固定資産税が、翌年分1年間、1/3減額されます。

長期優良住宅(増改築)の認定を受けた場合、翌年分1年間2/3減額されます。

通常	1年間 1/2減額
長期優良住宅	1年間 2/3減額

◇たとえば

120㎡の住宅で建物評価額が750万円の場合……

$750万円 \times 標準税率1.4\% = 105,000円$

これに軽減率1/3をかけると……

**35,000円お得になります!!**

①所得税減税が併用できます

ローン型で**最大62.5万円**

投資型で**最大35万円**(太陽光発電装置設置時)

**お得になります!!**



### このような方が利用できます

- 2008年1月1日以前から存在する住宅の省エネリフォーム工事を行う方。
- 賃貸住宅ではない住宅の省エネリフォームを行う方。
- 工事完了日から3ヶ月以内に、工事内容などが確認できる書類などを添付して市町村に申告している方。
- 改修後の住宅の床面積が50㎡以上。



### このような工事が対象です

- 窓の断熱工事、または窓の断熱工事と併せて行う床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事。
- 改修部位が、どれも平成25年省エネ基準(外皮のみ)相当の省エネ性能となること。
- 省エネリフォームの工事費用が50万円を超えていること(国または地方公共団体からの補助金の部分を除く)。



### 固定資産税とは

固定資産税とは、保有する住宅や土地などの固定資産に毎年課税される税金です。1月1日現在の所有者が、その年の4月1日からの1年間分の税をすべて納付します。税額は、課税標準(評価額)×税率(標準税率1.4%)です。

2017年度末までの制度です

2018年3月31日までに工事を完了した方が対象です。

制度の  
詳細

国土交通省

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000026.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000026.html)

